

総社市告示第23号

そうじゃ商人（あきんど）応援事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

そうじゃ商人（あきんど）応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の空き店舗又は空き家（以下「空き店舗等」という。）を改修して事業を行うものに対し、予算の範囲内でそうじゃ商人（あきんど）応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内の商業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き店舗 元の店舗が閉鎖してから概ね3箇月以上が経過している店舗をいう。
- （2）空き家 居住者の用に供しなくなってから概ね3箇月以上が経過している家屋をいう。
- （3）集合住宅 一棟の建築物の中に、壁や床で区切られた独立した複数の住居がある形式の住宅をいう。
- （4）認定支援機関 中小企業経営力強化支援法（平成24年法律第44号）第17条の規定に基づき、認定経営革新等支援機関として認定を受けたものをいう。
- （5）改修 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、電気工事又はガス工事をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象者は、空き店舗等を改修して新たに店舗を構え、事業を行う法人又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者から除く。

- （1）総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当するもの
- （2）政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当するもの
- （3）宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当するもの
- （4）市町村税等を滞納しているもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象事業は、小売業（消費者と対面して行うものに限る。）、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援事業、医療・福祉業とし、十分な調査研究に基づく計画性があるもので、3年以上継続する見込みのある事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業から除く。

- （1）空き店舗等の改修に要する費用について、国又は県の補助を受けているもの
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要するもの
- （3）大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の空き店舗を活用するもの
- （4）集合住宅内の空き部屋を活用するもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の対象経費は、空き店舗等を本人又は市内の業者が主たる施工業者として改修を行う際に要する経費とする。ただし、その合計額が50万円以上でなければならない。

2 補助金額は、前項に定める経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、

補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修に係る事業計画書
- (2) 改修に係る収支予算書
- (3) 改修に係る見積書
- (4) 新規創業に係る新規事業計画書
- (5) 認定支援機関による事業計画の策定支援・実行支援等を行うことの確認書
- (6) 当該空き店舗等の位置図及び見取図
- (7) 図面、現況写真等
- (8) 市町村税等を滞納していないことを証する書類
- (9) 申請者が法人の場合は定款、個人の場合は開業届（申請時に提出できない場合は、実績報告を行うまでに提出すること。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一申請者につき1回限りとする。

（交付決定通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、当該申請者に補助金交付決定通知書により通知するものとし、又は不適当と認めるときは、却下通知をするものとする。

（変更申請）

第8条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けたもの（以下「補助対象者」という。）は、事業の内容を変更又は中止しようとするときは、補助金変更・中止承認申請書に変更等の内容が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金変更・中止承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは事業の内容の変更・中止を承認するとともに、当該申請者に補助金変更・中止承認通知書により通知するものとし、又は不適当と認めるときは、却下通知をするものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は3月31日までのいずれか早い日までに、補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の補助金実績報告書の内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により通知するものとする。

（請求及び支払）

第11条 補助対象者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、市長に対して補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該補助対象者に補助金を支払わなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る全部又は一部について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて速やかにその返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 補助金の交付を受けた者が、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年を経過す

る日以前に、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。